

## 建設工事の入札に係る積算疑義申立てに関する 取扱いについて(お知らせ)

令和4年4月  
岩国市契約監理課

岩国市が発注する建設工事に対し、競争入札に関する透明性及び公平性を確保することを目的とし、入札に参加した者が積算内容に疑義申立てを行う場合の取扱いについて必要な事項を定めます。

### 1. 申立ての対象となるもの

建設工事に係る競争入札のうち、設計金額が1,500万円以上のもので、金額入工事費内訳書を確認しなければ判明しない積算上の疑義を対象とします（入札不調、入札参加者が1者のみ、入札参加者の全てが同額での入札、落札候補者が決定しなかった場合を除く。）。

#### 申立ての対象として取り扱わないもの

- (1) 入札参加者以外の者から提出されたもの
- (2) 積算疑義の申立ての対象となる工事が特定できないもの
- (3) 積算疑義が具体的でないもの、その他積算疑義が特定できないもの
- (4) 入札前に公表された設計図書等により確認できるもの
- (5) 積算疑義申立て期間終了後に提出されたもの
- (6) 単価が複数想定できる等積算上の不確定な要素で、入札前に質問を行うことにより確認できるもの
- (7) その他当該入札に関係のないもの

### 2. 疑義申立てを行うことができるもの

当該工事の入札に参加した者とし、落札者・落札候補者となり得る者及びこの者と同額の入札をした者、無効の入札をした者、辞退・棄権をした者、判断基準額又は最低制限価格を下回る入札以外の理由で失格となった者については、疑義申立てはできません。

### 3. 疑義申立て手続の流れ

#### 【落札決定の保留】

疑義申立てにより落札者ならびに落札候補者が変更になる場合があるため、開札後、直ちに落札者・落札候補者の決定はせずに、積算疑義申立て期間中は落札者・落札候補者の決定を保留します。入札経過については、入札情報公開サービスにより公表します。

※積算疑義申立て対象入札であっても、開札の結果、全者が同額の場合や1者のみの入札の場合で、かつ、その入札額が最低制限価格又は判断基準価格以上の場合は、積算疑義申立て期間を設ける必要がないと判断されるため、決定を保留せず、直ちに落札者ならびに落札候補者を決定します。

※電子入札や郵便入札の場合、開札時に入札書と工事費内訳書を審査し、同額の入札がある場合はくじを行い、くじ結果の公表後に積算疑義申立て期間を設けます。

※低入札価格調査対象案件については、低入札価格調査を行った後に積算疑義申立て期間を設けます。

### 【工事費内訳書の閲覧】

工事費内訳書は入札情報公開サービスで閲覧するものとし、公表用の工事費内訳書を掲載します。

### 【積算疑義申立て方法】

積算疑義がある場合は、開札日（会場に参集して行う入札の場合は入札日）から起算して3日目の午後4時までに契約監理課へ積算疑義申立て書（様式第1号）を持参又はファックスして下さい。なおファックスの場合は、送付後に到達確認の電話連絡をしてください。

疑義内容については具体的に記入し、必要に応じて根拠資料を添付してください。

※積算疑義申立て期間終了後の疑義申立てについては受付を行いません。

### 【積算内容申立て期間終了後の対応】

#### ◆積算疑義の申立てがなかったとき

落札者又は落札候補者を決定し、入札事務を続行します。入札情報公開サービスを利用して入札経過を公表します。

#### ◆積算疑義の申立てがあったとき

積算疑義申立て期間の末日から起算して3日以内に、積算疑義申立て事項確認等の結果（様式第2号）を、入札情報公開サービスを利用して公表します。

##### ⇒積算内容に誤りがなかったとき

落札者又は落札候補者を決定し、入札事務を続行します。入札情報公開サービスで入札経過を公表します。

##### ⇒積算内容に誤りがあるが、落札候補者が変わることなく、入札の公平性及び公正性が確保できると判断できるとき

落札者又は落札候補者を決定し、入札事務を続行します。入札情報公開サービスで入札経過を公表します。

##### ⇒積算内容に誤りがあり、入札の適正な執行及び当該工事の施工に当たり著しい支障が生じると認められるとき

入札を中止します。入札を中止すること及びその理由を記載した積算疑義申立て事項確認等の結果を、入札情報公開サービスを利用して公表します。

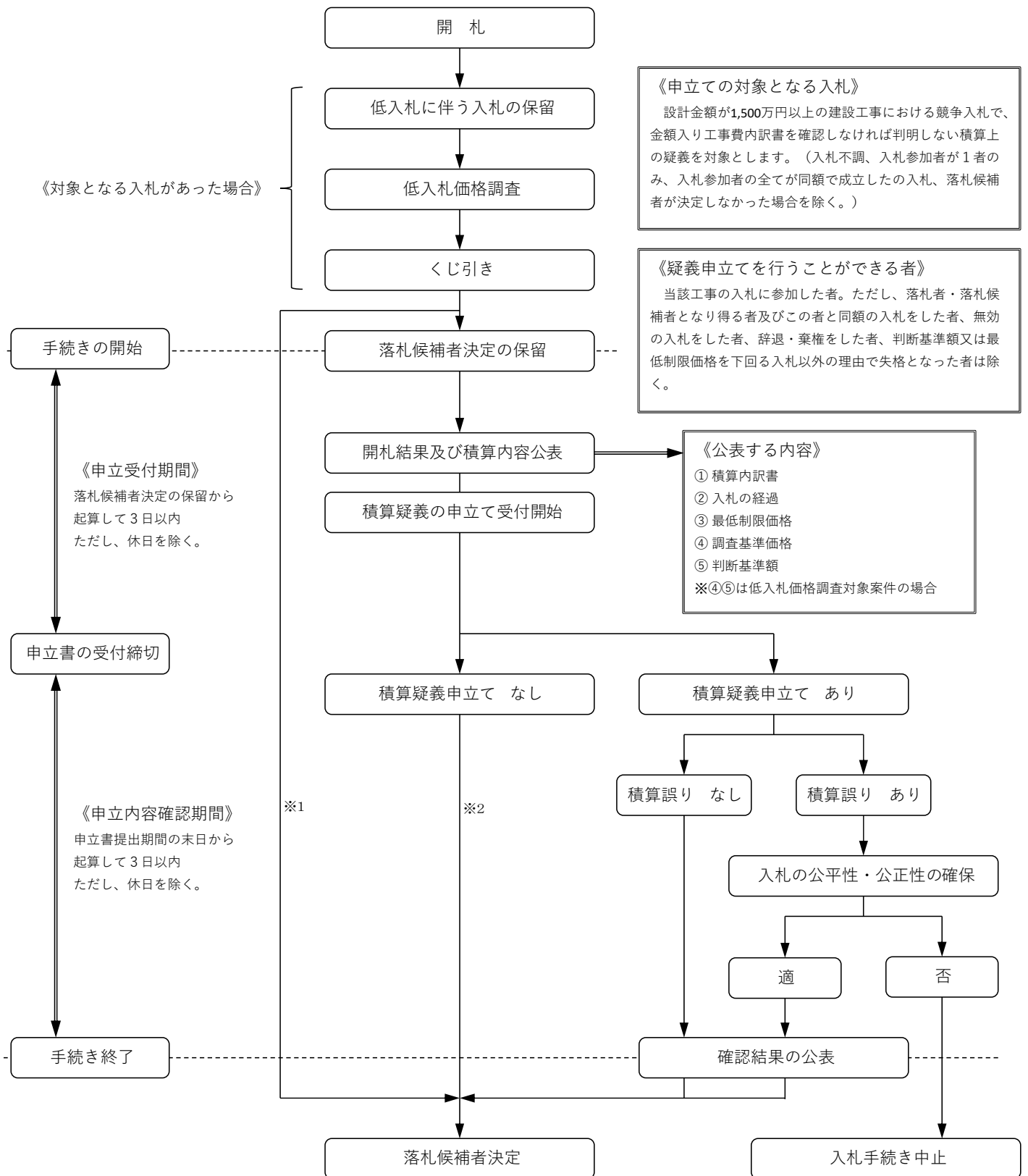
## 4. 適用時期

令和4年4月1日以後に開札する入札から適用します。

### 【関連要領】

『岩国市建設工事の入札に係る積算疑義申立てに関する取扱要領』

# 建設工事の入札に係る積算疑義申立て手続の流れ



※1 疑義申立てを行うことができる対象者がいなかった場合は、疑義申し立て手続に関する期間を設けず、落札候補者を決定する。

※2 疑義申立てを行うことができる対象者があったが、申立てが全く行われなかった場合は、申し立て内容確認期間を設けず、落札候補者を決定する。

《疑義申立ての対象とならない内容》

- (1) 入札参加者以外の者から提出されたもの
- (2) 積算疑義の申立ての対象となる工事が特定できないもの
- (3) 積算疑義が具体的にないもの、その他積算疑義が特定できないもの
- (4) 入札前に公表された設計図書等により確認できるもの
- (5) 積算疑義申立て期間終了後に提出されたもの
- (6) 単価が複数想定できる等積算上の不確定な要素で、入札前に質問を行うことにより確認できるもの
- (7) その他当該入札に関係のないもの